

食品安全委員会（第723回会合）議事概要

日 時:平成30年12月4日(火) 14:00~14:38
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか 6名出席
傍聴者:報道 0名、行政機関 1名、一般 4名

議事概要

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「カイマックス M (CHY-MAX M)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「ジチアノン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「セトキシジム」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「プロパニル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ジチアノンの一日摂取許容量 (ADI) を0.01 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.1 mg/kg 体重と設定する。」

「セトキシジムの一日摂取許容量 (ADI) を0.088 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を1.8 mg/kg 体重と設定する。」

「プロパニルの一日摂取許容量 (ADI) を0.016 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.57 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「Morph△E8 BP17 4c株を利用して生産されたフィターゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知す

ることとなった。

- ・ 飼料添加物「*Trichoderma reesei* Morph ΔE8 BP17 4c株が産生するフィターゼを原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について
- ・ 飼料添加物「*Komagataella pastoris (Pichia pastoris)* P-132株が産生するフィターゼを原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（3）平成31年度（2019年度）食品安全モニター募集について

→事務局から説明。

平成31年度の食品安全モニターの募集手続を開始することとなった。